

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
- 技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則
- 福 島 県 教 育 委 員 会
- 技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

規 則

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。
平成二十五年六月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十五号

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

この規則の施行の日から平成二十六年一月三十一日までの間においては、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）第三条の給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県規則第五十八号）附則第五項及び第六項に規定する給料並びに技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十五年福島県規則第九号）附則第四項に規定する給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

- 一 三級以下の職員 百分の四・七七
- 二 四級以上の職員 百分の七・七七

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成二十年福島県規則第十七号）は、廃

止する。

3 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（人 事 課）

福 島 県 教 育 委 員 会

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。
平成二十五年六月二十八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

技能労務職員の給与の臨時特例に関する規則

この規則の施行の日から平成二十六年一月三十一日までの間においては、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号）第三条の給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県教育委員会規則第九号）附則第五項及び第六項に規定する給料並びに技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県教育委員会規則第九号）附則第四項及び第五項に規定する給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

- 一 三級以下の職員 百分の四・七七
- 二 四級以上の職員 百分の七・七七

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。
- 2 技能労務職員の給与の特例に関する規則（平成二十年福島県教育委員会規則第二号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（職 員 課）